

『グスタフ・ラートブルフの第一次大戦前後の法哲学思想の変遷』

氏名：澤田勇也

名列番号：416

学籍番号：1251020082

指導教員：足立英彦

提出年月日：2017年1月19日

## 論文要旨

本論文はラートブルフ法哲学における理念の中でも「平等」という理念が、特に第一世界大戦の前後で、どのように変遷しているのかを明らかにすることを目的とする。

第一章ではまずラートブルフ法哲学における平等がそもそも何なのかということを確認し明らかにする。ここで平等の理念と同程度に重要とされる理念である合目的性、法的安定性にも触れ、説明する。

第二章では第一世界大戦前のラートブルフの著作からその思想を理解し、噛み砕いて紹介する。平等の理念についてその時点での考え方や第一世界大戦後の考えには至っていない点や共通していると言える点に言及し説明する。

第三章では第一世界大戦後のラートブルフの論文などから第一世界大戦前と明らかに異なる点や後々までの思想に通ずる部分について説明する。

最後に、第四章ではそれまでの内容からラートブルフの思想の変化をまとめ、得られた知見を整理する。

論文の執筆にあたってはラートブルフ著作集 1『法哲学』、2『法哲学綱要』、5『法における人間』、8『社会主義の文化理論』の翻訳を参考にしている。ラートブルフの思想の紹介と説明を中心に、その難解かつ抽象的な内容を出来るだけ平易に書き改め表現し直してゆきたいと思う。

## 目次

### はじめに

#### 第一章 ラートブルフ法哲学における「平等」とはなにか

##### 第一節 正義原則について

##### 第二節 合目的性・法的安定性

#### 第二章 第一世界大戦前におけるラートブルフ法哲学

##### 第一節 社会契約論における平等観への言及

##### 第二節 国家観における平等観への言及

##### 第三節 法の目的

#### 第三章 第一世界大戦直後のラートブルフの思想

##### 第一節 「法における人間」から見る平等性

##### 第二節 「法理念の問題性」から見る平等性

##### 第三節 「社会主義の文化理論」から見る平等性

#### 第四章 まとめ

#### 参考文献

はじめに

ラートブルフ法哲学は法哲学界にも重大な立ち位置を占めており、その研究は第二次世界大戦を契機とした思想の変化についてはその社会的意義からも常になされていると言えるが、その前段階である第一世界大戦の前後における考え方がどう移り変わっていったのかという点については未だ不十分と言わざるを得ない。法哲学の在り方を探るためにも、またラートブルフの十分な理解のためにもこの重要なテーマを分析し、その内容を明らかにしたいと思い執筆にあたった。

ラートブルフの諸著作を参考にその見解について言及していくが、複雑なドイツ語を明瞭な日本語に訳すということはほとんど不可能であるところは訳者も述べているので、十分に平易な文章になるよう極力努めるものの非常に困難であったことを記しておく。

## 第一章 ラートブルフ法哲学における「平等」とは何か

本章はラートブルフの思想の変遷、特に平等とは何かという点について論じるにあたりラートブルフの考える「平等」がどのようなものなのかを彼の晩年の著作『法哲学』から整理し説明する(第一節)。法を考えるときに彼の考える「平等」という観点に加え必要な更なる原則・理念について言及し、それがどのようなものなのかを続いて説明する。各々の理念はなるほど法の制定において重要であることがその理屈によって明らかにはなったが、それによって矛盾及び問題点が生じる、という点についても触れる(第二節)。

### 第一節 正義原則について

『法哲学』(1932年)は法学界に多大なる影響を与え高い評価を得ているラートブルフの著作である。法哲学界へ今なお力強くその叡智を残す『法哲学』においては法と価値・道徳、法の目的などの総論に始まり、所有権や刑法などの各論へとその思想を巡らせ、彼の考えと知識の結実をまとめている。そこでラートブルフは平等に関して法の概念について述べる中で以下のように説明している。

アリストテレスの正義論によれば、財貨の間における絶対的平等(労働と賃金、損害と賠償などとの間の平等)は平均的正義と呼ばれ、対して人間の取扱いにおける比例的平等(負担能力を基準にした課税、困窮の具合に応じた扶助などの平等)は配分的正義と呼ばれる。平均的正義は平等の権利を有する者同士の間での正義であり、したがって私法の正義と言え、配分的正義は上下関係がある中で配分される側同士の間での正義であり、したがって公法の正義と言える。よって当事者に平等の権利や取引能力や身分を与える配分的正義こそがそれを前提とした正義である平均的正義よりも根源的な概念であることが見いだせる。しかしながら、この配分的正義の原則は異なった人々や科刑の取り扱いではなくその関係性のみしか認定されない。窃盗と殺人では殺人がより重い刑罰を与えられることは

この配分的正義の思想から明らかになっても、では具体的にどう科刑すべきかまでの断定はできず、したがって他の原則による補充を必要とするのである。<sup>1</sup>

## 第二節 合目的性・法的安定性

続いてラートブルフは前節で述べた正義原則すなわち配分的正義という法理念に加えて必要な要素として合目的性の理念・法的安定性についても思想を巡らせ、見解を述べている。

正義と並ぶ法理念の第二の要素としての合目的性は、法律を具体的に規定するための目的のことはあるが、何が目的なのかということについては国家や政党の見解の体系的展開を通してしか答えることが出来ず、したがって全く一義的なものではない。国家によって、政党によって目的が変わるという相対主義的なあり方では法哲学の求める一つの「秩序」としては不十分なものであるため、更なる法理念を必要とする。<sup>2</sup>

そうして現れた第三の要素である法的安定性は法の実定性を要求する。すなわち法の制定と実施が当局者によって行われることである。正しい法というのは内容的に正しいことが課題ではあるが、実定的であるということもまた正しい法の概念にとっては必要なのだ。

<sup>3</sup>

以上の三要素が法に必要なものとして挙げられたが、これらは互いに互いを要求し対立し矛盾する。政党同士の法的見解の対立にある結末が与えられ実施されるということは正義にかなない目的にかなった法が施行されることよりも法秩序のためには重要である。つまり正義および合目的性は法の大きな課題であるが、すべての人が一様に必要と認める法のまず最初の課題は法的安定性すなわち秩序であり平和である。また正義の要求にもすべての人が一様に従う。合目的性についてはあり方が一様ではなく一様に服従するという性質のものではないが、それを討論する政治に関わるすべての人にとって「一方にとって正当なことは他方にとっても是認されなければならない」という正義の理念は前提として承認されている。法的安定性も正義も超党派的要求であることは以上の通りであるが、これらの三要素の要求のいずれかをどのように優先すべきか、または譲歩させるべきかは国家観や法律観すなわち政党の立場によって決せられるため相互に相対主義的なものと言える。

矛盾のあり方はこうである。正義すなわち平等という観点は重要ではあるが、これはあらゆる差異をそれぞれに重要視する要素である合目的性に反してある程度の物事を一般化することを要求する。集団教育における教育の要求と規律の要求との矛盾などがそれに当たる。また正義および合目的性は法的安定性と矛盾する。法的安定性は実定性すなわち法を制定する実力を要求し、その内容が正義や合目的性にかなうかについては顧みず、しか

---

<sup>1</sup> 『法哲学』第4章「法の内容」。

<sup>2</sup> 『法哲学』第7章「法の目的」。

<sup>3</sup> 『法哲学』208頁。

し法が確実に運用されるために実用性を法規の内容に要求する。<sup>4</sup>

結論として正義、合目的性、法的安定性の三要素は相互に鋭い矛盾に陥りながらも法を全面的に共同で支配しているということが言える。このいずれか一つが決定的に強調されることが時代時代によってはあったが、そうした一面性こそまさしく法理念の矛盾に溢れた多面性を物語っていると言わざるをえない。そしてこの矛盾は指摘することが出来たのみで解消出来なかったことをラートブルフは述べている。<sup>5</sup>なお、ラートブルフは第二次世界大戦後、正義すなわち配分的平等の価値が合目的性および法的安定性の価値より上位にあるものであるという考えに至った。実定法を超える法律という思想を捨てきれないことを告白しており、その重要性が窺える。

## 第二章 第一世界大戦前におけるラートブルフ法哲学

前章で述べたラートブルフの正義原則すなわち平等の理念は彼の第一世界大戦後の思想であることは既に述べたが、続いて彼の第二次世界大戦前の著作からその知見を得ようと思う。

前章で説明したラートブルフの平等思想すなわち「等しきものは等しく扱え」という考え方は、法を考える際彼が最も重視するものであったが、戦前の時点ではその見方はまだ十全に得られておらず、社会契約論(第一節)と国家観(第二節)でその概念に触れるのみに過ぎず、彼の法哲学の中心を占めるとは言い難いものであることが確認出来る。

また彼は正義・合目的性・法的安定性の三要素について前章と大きく異なる考え方を述べているので第三節において分析・紹介したい。

### 第一節 社会契約論における平等観への言及

『法哲学綱要』は1914年の著作であるが、ここではラートブルフの思想が縦横に展開されており、晩年の著作たる『法哲学』で述べられている思索に至る道程が読み取れる。

その1つがルソーの社会契約について論を展開する中で触れられている。すなわち、法哲学的個人主義において国家契約の当事者たる人格がまさしく人格化された自由そのものであるとすれば、個人主義の中には同時に全ての個人の平等が措定される。自然の個人並びに道徳的人格については多様性があり、それぞれに特性がある、という形で個性があることが認められる。しかし、法哲学的個人は経験的個人を個人化された道徳に到達する単なる資質にすぎないものとし、あらゆる個人化された特徴や個性、あらゆる質的な種類の差異・あらゆる量的な価値の差異も見出すことが出来ない。具体的な個々の人間性や独自性は抽象的法人格のために圧倒され、個性が認められうる道徳的人格についてもせいぜいが「法の彼岸」すなわち法律の関与する所でない所において準備されるという程度にすぎ

---

<sup>4</sup> 『法哲学』209頁。

<sup>5</sup> 『法哲学』212-213頁。

ないのだ<sup>6</sup>。

このときに用いられている「平等」は単に「変わらないもの」という意味であり、国家契約の論における法的意識一般についての言葉であるため、価値相対主義の思想や考え方からは程遠いだろう。

## 第二節 国家観における平等観への言及

また国家観の中でも保守的国家観について言及する中でも平等性について述べられているが、ここでも法的平等の概念とは異なった観点から平等性に触れている。すなわち、保守主義は国家生活を中央集権化よりも地方分権化に注力し、個人を公民としての部分的・抽象的な性質においてのみ把握し、より多くの性質や特徴や差異とともに個人を共同生活に組み込もうとする。したがって配偶者や家長として、都会人や地方人として、貴族や市民として、商人や農民や手工業者として個人を社会に組み込むのであり、こうした中では当然個々人は本来的に異なるものとして扱うために公民の平等というものも破壊される。

無論ここでも法的平等について述べたのではなく一つの国家観における個人の身分や在り方が均一であるかそうではないのかについて述べられているに過ぎず、正義や道徳や義務に関する観念についてはやはり述べられていない<sup>7</sup>。

## 第三節 法の目的

概念の問題と妥当の問題とのあいだに横たわる法の目的の問題について述べる中で、ラートブルフは法の目的を経験的な目的の設定と解せず、絶対的な目的の設定、すなわち、意味・価値・法の理念と解する限りは、法現象に適用する場合の正当性としての正義は法の合目的性と区別されないとし、したがって法の目的の問題を法の正義・法の正当性の問題とも言い換えられると説明している。われわれにとっては法の目的の問題と国家の目的の問題も同じ意味を持つはずであるが、どちらかがどちらかより時間的先住性を持つ、ということが問題になるのではなく、論理的先住性、すなわち国家がその命令権を法に負うのか、反対に法がその妥当性を国家意思に負うのか、ということが問題になる。しかしながら、規制する秩序としての法は国家であるように、法と国家は一つの実態の異なった様式にすぎず、その一報を他から区分することは出来ても分離することは出来ないため、法の目的および国家の目的の問題も分けることは出来ないと述べている<sup>8</sup>。

また法の妥当性について述べる中でこのようにも述べている。何が正義かを何人も確定し得ないならば、誰かが何が合法的であるべきかを確定せねばならない。法は正義に奉仕する共同の規律であり、法は正義をより遠い目的とするが、まさしく共同の規律としての法的

<sup>6</sup> 『法哲学綱要』法の目的 119 頁。

<sup>7</sup> 『法哲学綱要』法の目的 128 頁。

<sup>8</sup> 『法哲学綱要』法の目的 90 頁。

安全、すなわちなんらかの種類を超個人的秩序を創り出し、個人的正義観の争いを実際的に解決する任務をより近い目的としている。実定法はその内容が正しい場合にのみ遠い任務、すなわち正義という目的を果たすが、このより近い任務、すなわち法的安全をその実定性によって果たす。これによって法の実定性はそれ自身がその正当性の前提となる。つまり、内容的に正しい（正義の目的を果たしている）ということが実定法の任務であるのと同様に、実定的であることが正しい法であるということに繋がるのだ。したがって法的安全もまた正義に並んで重要な価値であり、必ずしも常に法的安全よりも正義が優先されるわけではないため、どちらを優先すべきかを一般的に決定することが出来ないことが明らかになった。この決定は正義と法的安全という共同の目的から得られなければならないのであり、実定性を無視することによってより多くの害を生ずるのか、それとも法規の不正義を無視することによってより多くの害を生ずるのかを検討して得られなければならない<sup>9</sup>。

以上の説明は第一次世界大戦後の「法を法たらしめる要素には正義・合目的性・法的安定性の異なる三要素がある」「正義原則は配分的正義の原則である」や、二次大戦後の「正義という価値は合目的性や法的安定性の価値よりもより上位にある」という考え方は大きく異なっており、明瞭な分類や定義付けがまだ出来ていないことが窺える。正義原則の内容について平等という観点で語られていないことや合目的性と正義という要素を同一視し分けて考えないなど、晩年には見られなかった内容が多く見られる。しかしながら正義の理念か法的安定性の理念のいずれかを優先させねばならないという考えについては第二次大戦後に結実する彼の思想のより原始的な部分であると言えよう。

### 第三章 第一世界大戦直後のラートブルフの思想

本章では第一世界大戦後のラートブルフの著作や論文から彼の思想の変遷を窺い、その変化及び変化していない部分、ならびに晩年まで保たれる部分について触れ、紹介したいと思う。

時代は前後するが、はじめに「法における人間」（1927年）ではそれまで述べられていなかった集団人という概念について触れ、それまでの個人観とは異なる、政治的な意味合いでの平等観およびその性質に関して述べている（第一節）。続く「法理念の問題性」という論文は、第一章で紹介した『法哲学』の第九章の原型の内容となっており、その内容は晩年まで続く結実したものとなっている（第二節）。最後に、『社会主義の文化理論』で説明されている刑法の視点から見た平等性にも触れておきたい（第三節）。まさしく第一次世界大戦直後の当時、法整備が急速に進められる時分、彼はそれまでの法の在り方では十分に社会に対応出来ていないと述べ、より良い在り方を検討している。

---

<sup>9</sup> 『法哲学綱要』法の妥当 176-183頁。



## 第一節 「法における人間」から見る平等性

ラートブルフ著作集の一つ『法における人間』では第一次世界大戦後のラートブルフの思想がいくつかの小論から理解することが出来る。特に平等思想について以下にまとめる。

ラートブルフがハイデルベルク大学に正教授として招かれ1926年11月23日に行った就任演説「法における人間」において彼はそれまでの思想と今後進むべき方向性を明らかにしていることが分かる。すなわち、法秩序は人間に何を義務としているのか、何を権利として定めているのかというものを定めているが、義務が履行されないときだけでなくその権利がもはや主張されないという場合においても法秩序は崩壊してしまう。また法秩序は人間の衝動が法秩序の意思と同一方向に向けられていて、その意思の実現が期待されると考えたとき人間に権利を与え、反対に法秩序の意思に反する衝動に対してはそれを抑制するための動機を設定しなければならず、したがってそういったときに義務を課する。法秩序は、法秩序によって設定せられた権利・義務を通して、法秩序の想定する人間像すなわち人間の衝動がどのようなものであるのかを明らかにしている。

それまでの私法は互いに自由な決定にもとづいて契約を締結する平等な権利主体のみを人間像として捉えていたが、例えば企業主に対してより劣った立場にある労働者は私法の知る所ではなかった。したがって、法秩序の想定する人間の衝動のあり方すなわち新たな人間像として、団体や企業の従業員団体などの集合人を新たな権利主体と捉える見方が生まれている。

公法もまたこの新しい人間観によって捉えられている。民主主義思想は既に我々にとって全ての個々人の平等ではなく、むしろ反対に「指導者選出」の方法を意味しており、これはもはや個々人の集計ではなく、社会的集団や階級や政党などの複雑な社会学的な全体を意味している。そうした集団は比例選挙法の形で法律的に意味あるものにまで高められており、このようにして民主主義思想は集合人の概念から考え直されている。<sup>10</sup>

ここでは法の下での個人の平等というよりは社会の構造や在り方から見た人間の集団という概念について触れられており、正義（平等）とは別の観点で法から人間を見つめている。政治的にはむしろ人は非平等な在り方をしているなどの見方は何をもって平等と考えるのか、という思想へ繋がっていく多くの視点の一つであろうことが窺える。

## 第二節 『法理念の問題性』から見る平等性

1924年の論文『法理念の問題性』においてもラートブルフは正義という理念について論

---

<sup>10</sup> 法における人間』3-26頁。

じている<sup>11</sup>。この内容は『法哲学』9章（207頁以下）の土台となっており、ラートブルフ法哲学の重要な礎となっていることは否めない。以下にその内容をまとめよう。

正義という価値は他の価値の上位にあり、そのようなことは証明不可能でありそれについては論じない。さて、正義が平等という特色を持つことについて意義はないとしても、一体どういう平等を指すのかについては議論の余地がある。すなわち、何についての平等であるのか、それは給付についてのものなのか、それとも人格についてのものなのか。すなわち、いかなる意味での平等か、絶対的平等か相対的平等なのか、「各人に等しいものを」か「各人に彼のものを」か。「配分的正義」と「交換的正義」というアリストテレスの区別のみがこれを分類した。

交換的正義は絶対的平等の要請、例えば、労働と賃金、損害と賠償、責任と刑罰との間の平等を意味し、配分的正義は各人の取り扱いにおける相対的平等、例えば負担能力と必要、責任と功績に基づく負担と利益の分配を意味する。交換的正義は交換が生ずる二人の人の間の関係であり、法的に等しく扱われる者同士の交渉、すなわち私法について妥当し、配分的正義は二人以上の人間ともう一人の上位の人の間の関係であり、上位の人が下位の者たちに分配を行うという形で公法において妥当する。前述した第一章の内容と同様に配分的正義は交換的正義の前提であり、法の基本原理となりうる。したがって「等しいものを等しく、等しからざるものを等しくなく扱うこと」を法の基本原則と考える<sup>12</sup>。

この小論文『法理念の問題性』はこの後に『法哲学』9章「法理念の相互矛盾」とほとんど同じ内容が続くが、すなわち正義と合目的性と法的安定性は互いに互いを要し相反するところのものを求めるため相互に在り方が矛盾するというものだが本論文においては重複する内容になるので割愛する。

以上より、ラートブルフはこの1924年の時点で晩年まで大きく変わることはない思想へと至っていたと言えるだろう。

### 第三節 『社会主義の文化理論』から見る平等性

ラートブルフは第一次世界大戦でドイツが敗戦した後、国家復興の体制としたワイマール共和制を確立しつつある時であった1922年に『社会主義の文化理論』を著した。『文化理論』は勃興しつつあった狂信的ナショナリズムの結晶たるヒトラーの思想と直接的な対立姿勢について述べたものではないが、社会主義の理想的な在り方をその統一的な基本原則に集約し、完結的体系へと高め、その精神的・倫理的確信のうちに社会主義文化が必要とする基礎を作り出すものとして今なお強い妥当性・影響力を持つ著作として評価されている。

---

<sup>11</sup> 平等の意味での正義についてはラートブルフの1919年の論文 *Ihr jungen Juristen!*, S. 6でも触れられている。

<sup>12</sup> 「法理念の問題性」 53-65頁。

それまでの知的活動の一つの出発点としてあった自由主義的文化理念に即して捉えられてきた法観念は私法的法観念と呼ぶことが出来るが、これは私法すなわち個人の法・権利から出発するためであった。この観念にもとづく法制度は私的所有権および個人の契約の自由を法制度の中核としており、この私的所有権が支配するものを資本と呼ぶ。資本主義的法制度は一見すると万人の自由と平等とを約束する秩序に思われるが、そのじつは働き手の「労働」という資本をより多大な資本を持つ有産者・資本家に都合の良い条件で支配されるに過ぎず、隷属の制度に他ならなかった。更に言うと、これとよく似た農奴制という制度では領主が領民を保護する義務があったのに対し、資本主義的法制度の場合は結局資本、物の関係であるに留まり、資本家と働き手との関係は社会倫理的背景を持たない、事実上一方の側から押し付けられた契約義務のみになってしまっている。資本主義の私法は、言い換えると有産者（資本家）と無産者（働き手）をただ孤立した個人として見ていたのみであり、双方がともに社会化された人間、すなわち社会的に有力あるいは無力である背景を持つということを全く考慮していなかった。

この資本主義的な、個人主義的な法観念は私法を貫くのみならず、あらゆる法の領域、特に刑法をも貫いている。在来の応報刑法は犯罪と刑罰を、労働関係における労働と賃金のように相対応させ相互に等価的なものとして対立させている。労働関係における労働が人格と切り離されるように、刑法においては犯罪が人格という全体関係から切り離されて他の物的価値（この場合は刑罰）と釣り合わせるような一つの物的価値とみなされる。ここでは罪を犯したこの人間が社会に属することも、その犯罪の原因が社会にあることは否認されてしまうのである。私法においてはただ労働の行為者にすぎないものとみなされているのと同じく、在来の刑法は犯人をその行為者とだけ観るのであり、主要な理由になりうる社会的な制約などの背景、全体人格を考慮しないのだ。そうすると、そもそも不公平な社会であるのにも関わらず表面上は平等で公平に見える科刑がなされてしまうが、そうした状態は犯罪と刑罰の間でのみの相対的な公平でしかなく、その負担は無産者にふりかかってくる。不平等な社会においては万人のための平等な刑法が無産者に対する最も苛烈な不平等を生み出してしまう。食べ物を盗まざるを得ない無産者が食べ物を盗まなくても十分に富のある資産者と同様に罰せられるというように、その罪のみが科刑の評価の軸となるのは確かに社会的な問題が念頭に置かれておらず不平等な状態だと言える。したがって社会政策の欠陥を原因として生まれた犯罪についての対応を考えることでこうした犯罪に対して正しい対応をしていくことが求められるだろう。ただし、そのような無産者が無産者ゆえに起きるような犯罪の社会的背景によらずあらゆる社会階級の階級的落伍者の中から生ずる、社会政策の内容を問わず現れる犯罪については消滅させることが出来ないことも留意すべきである。つまり、刑法の発展方向としては、つねにますます、どんな社会政策も効果がない犯罪者に対応することに限り、そうではないわれわれの社会状態の不完全さに起因する犯罪に対しては、つねにますます、保護をもって刑法に代えるような仕

組みを作っていく方向でなければならない<sup>13</sup>。

刑法の視点でもって戦前の時点では平等性に触れることはなく、「刑法上の改革運動は、犯罪行為の中に、犯罪者の犯罪的心情の徴表のみを見ることを教えている」<sup>14</sup>とその犯罪行為の道徳的考察方法や外面性と内面性の対立について述べているに過ぎない。法は法的安全すなわち実定性を持つために、思想を理由に罰することを避けねばならないものの、犯罪行為を単なる外部的行為と見ずに内部的感情においても道徳的評価の対象にはすべきであるといい、更に刑法はそのように発展する方向にあるという。

#### 第四章 まとめ

ラートブルフ法哲学の第一次世界大戦前・戦後の特に平等に関する思想については、大きく異なっている部分として「正義（平等）・合目的性・法的安定性という三要素への明確な区分がなされているか」「人を個人ではなく社会的な存在と捉えた上での平等を考えているか」という点で新たな知見が戦後に誕生している。より具体的に政治的な指針としての思想が形作られていったという点で第一世界大戦後のラートブルフの思想の発展が見て窺える。

またその一方で、「正義理念と法的安定性についてはそのいずれを重視すべきか」という点についてはその後続く思想の雛形のような考え方になっている。第一世界大戦後のラートブルフ法哲学においては、正義と法的安定性の理念に合目的性の理念を加えた三要素の観点から法制度の在り方を分析し、それまでの法がどの要素を重視してきたかを示した。

立場を異にして記されていたり述べられていたりしている文脈が多いため、第一次世界大戦前の時点での見解の検討に不十分な点が多く見られたかもしれず、当然第一次世界大戦後の論文および晩年の著作の十分な読み込みも足りていないと思われる。しかしながら、このような形の文章が何らかの形で今後の検討の端緒となればと思う。

---

<sup>13</sup> 『社会主義の文化理論』社会主義と法 80-89 頁。

<sup>14</sup> 『法哲学綱要』法の概念 49 頁。

## 参考文献

『ラートブルフ著作集第1巻 法哲学』（東京大学出版会、1961年）

『ラートブルフ著作集第2巻 法哲学綱要』（東京大学出版会、1963年）

『ラートブルフ著作集第5巻 法における人間』（東京大学出版会、1962年）

『ラートブルフ著作集第8巻 社会主義の文化理論』（東京大学出版会、1961年）

Gustav Radbruch, *Ihr jungen Juristen!* in: *Hefte zur "Jugendgemeinde"*, hrsg. im Auftrag der "Freien Hochschulgemeinde", Berlin 1919, S.3-14.